旧	新
（1ページ） **Ⅰ　全般的な留意事項** 1　申請 (1)～(3)（省略） (4) 住民票、戸籍謄抄本等は、薬剤師名簿登録事項（氏名、生年月日、本籍（国籍）、性別）が省略されていないか確認すること。 3　進達方法 (1)申請する際は、各申請書を１件ごとに、左上をホッチキスで止めること。 (2)～(5)（省略） (6)都道府県進達総括表（別添様式１）を作成し、進達すること。総括表の作成にあたっては、日本国籍と外国籍を別葉とすること。さらに、申請種別（様式中②Ａ～Ｄ）ごとに別葉とすること。 また、「Ａ薬剤師免許申請」については、「第９２回以前」は一括、「第９３回」以降の試験は回次ごとに別葉を作成すること。 4　外国籍の申請者の取扱 (1)（省略） (2)「中長期在留者」及び「特別永住者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住	（1ページ） **Ⅰ　全般的な留意事項** 1　申請（オンライン申請を除く。） (1)～(3)（省略） (4) 住民票、戸籍謄抄本等は、薬剤師名簿登録事項（氏名、生年月日、本籍（国籍等）、性別）が省略されていないか確認すること 3　進達方法 (1)申請する際は、各申請書を１件ごとに、左上（新規免許申請は右上）をホッチキスで止めること。 (2)～(5)（省略） (6)都道府県進達総括表（別添様式１）を作成し、進達すること。総括表の作成にあたっては、日本国籍と外国籍を別葉とすること。さらに、申請種別（様式中②Ａ～Ｄ）ごとに別葉とすること。 また、「Ａ薬剤師免許申請」については、「第９２回以前」は一括、「第９３回」以降の試験は回次ごとに別葉を作成し、郵送すること。ただし、栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年８月20日厚生労働省令第132号）によって改正された様式による薬剤師免許申請については、進達書様式（Excel）に入力、印刷のうえ、郵送するとともに電子媒体により iyakushintatsu@mhlw.go.jp 宛てに送信すること。 4　外国籍の申請者の取扱 (1)（省略） (2) 「中長期在留者」及び「特別永住者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、住民票の写し又は住民票記載事項証明書

旧	新
民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍を記載したものに限る。以下Ⅰにおいて「住民票の写し等」という。）にて行うこととする。 添付されている住民票の写し等が、発行日の翌日から起算して6ヶ月以内のものであることを確認すること。また、個人番号が記載されていないことを確認すること。もし記載されている住民票の写し等である場合は申請者に了解を得た上で黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付させること。 なお、住民票の国籍・地域欄に、出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロに規定する地域（「（参考）関係法令」参照）が記載されている場合は、各申請書の本籍欄には国籍を記載させること。地域名は本籍地として薬剤師名簿には登録できない。 (3)「短期在留者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、「旅券」「その他身分を証する書類の写し」とする。 ①「旅券」について ・薬剤師名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日及び性別。以下「登録事項」という。）が記載されていること。 ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可） ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可） ・有効期間内のものであることを確認すること。 5 その他 (1)（省略） (2)申請（進達後）後に登録済証明書が必要との連絡を受けた場合は、下記いずれかの方法で発行依頼するよう指導すること。 ※オンラインでの発行	（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等を記載したものに限る。以下Ⅰにおいて「住民票の写し等」という。）にて行うこととする。 添付されている住民票の写し等が、発行日の翌日から起算して6ヶ月以内のものであることを確認すること。また、個人番号が記載されていないことを確認すること。もし記載されている住民票の写し等である場合は申請者に了解を得た上で黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付させること。 なお、住民票の国籍・地域欄に、出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロに規定する地域（「（参考）関係法令」参照）が記載されている場合は、各申請書の本籍欄には国籍等を記載させること。 (3)「短期在留者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、「旅券」「その他身分を証する書類の写し」とする。 ①「旅券」について ・薬剤師名簿の登録事項（国籍等、氏名、生年月日及び性別。以下「登録事項」という。）が記載されていること。 ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可） ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可） ・有効期間内のものであることを確認すること。 5 その他 (1)（省略） (2)新規免許申請について、申請者がオンライン申請を希望した場合、下記を周知すること。 ※オンラインでの申請

旧	新
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumishoumeisho-online.pdf ※はがき形式での発行 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumi-01.pdf (3)申請様式は厚生労働省HPに掲載 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/menkyo.html	（厚労省HPリンク先挿入予定） (3)申請（進達後）後に登録済証明書が必要との連絡を受けた場合は、下記いずれかの方法で発行依頼するよう指導すること。 ※オンラインでの発行 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumishoumeisho-online.pdf ※はがき形式での発行 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumi-01.pdf (4)申請様式は厚生労働省HPに掲載 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/menkyo.html
Ⅱ 免許申請（新規免許申請） （新設）	**Ⅱ 免許申請（新規免許申請）** ※栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年８月20日厚生労働省令第132号）によって改正された様式（書面）にて申請した場合 １ 申請書類 （１）薬剤師免許申請書（薬剤師法施行規則様式第一）（別添様式２） （２）診断書（別添様式３） （３）官製はがき(登録済証明書用) ※希望者のみ提出 ※外国籍の申請者の添付書類についてはⅠの「４外国籍の申請者の取扱」参照 ２ 申請内容の確認 （１）薬剤師免許申請書 ①登録免許税３０，０００円分の収入印紙もしくは領収証書の貼付を確認し、収入印紙には必ず消印を押印すること。 ②薬剤師国家試験施行年月回、受験地、合格証書番号の記載を確認すること。 申請を受ける際には、合格証書の内容と⑧に示す個人番号カード

旧	新
	の内容が一致しているのかを確認すること。 合格証書の紛失により証書番号の記載ができない場合は、合格証書の再交付申請を行うよう指導すること。（VIの「２薬剤師国家試験合格証書の再交付申請が必要な場合」参照） ③欠格条項の記載を確認すること。該当の場合、以下の書類についても添付させること。 ・判決謄本又は略式命令書の写し（要原本照合） ※本人以外の個人情報が記載されている場合は黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付すること。 ・反省文 ・罰金刑の場合は当該罰金にかかる領収証書（紛失した場合は支払った旨の申述書） ④旧姓の併記を希望している場合は申請書の旧姓欄に旧姓を記載すること。なお、併記する旧姓は申請者の希望により直近の旧姓でない旧姓の使用も可能である。 ⑤申請年月日、本籍、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、連絡先を記載しているか確認すること。 ⑥受付の際に、申請書の下の「受付都道府県番号」を記載すること。 ⑦⑧に示す個人番号の券面にある氏名を正確に記載しているか確認すること。 ⑧行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条の規定に基づき、原則、個人番号カードの表面及び裏面の写しにより、提供者本人であること及び個人番号の真正性について確認を行うこと。 なお、個人版法カードに代えて、個人番号通知書、通知カードによって番号確認を行うことも可能とするが、この場合は身元確認書類として運転免許証などによって本人確認を併せて行うこと。 また、代理人が本人に代わって申請する場合には、戸籍謄本、委任状等の書類により代理権の確認を行うとともに、代理人の個人番号カード（表面に限る）、運転免許証等の身元確認書類の写しにより代理人の本人確認を行うこと。

旧	新
	（２）診断書 ①別添様式３の診断書様式を使用しているか確認すること。 ②「専門家による判断が必要」と診断された場合、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書（診断書様式の裏面）を併せて提出させること。なお、障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可能であること。 ③薬剤師免許申請書と診断書の「氏名」、「性別」、「生年月日」が一致しているか確認すること。 ④診断書の診断日の翌日から起算して１ヶ月以内であるか確認すること。 ⑤訂正等のため、診断日の翌日より１ヶ月を超えてしまった場合は、その旨の都道府県の意見書を添付すること。 （３）登録済証明書用官製はがき ①表面は返信先の住所、氏名の記載があること、所定の郵送料金であることを確認すること。（速達希望の場合は、郵便番号欄の上に朱書きで「速達」と記入されているか、速達料金を含めた所定の郵送料金であることを確認すること） ②裏面は白紙のままで提出させること。 ③登録済証明書が不要な場合、申請書の右上余白に「はがきなし」と記載すること。 ④就職等に必要な場合が多いため、手続きがスムーズに行えるオンライン発行を推奨。オンライン発行が難しい場合は、官製はがきを申請書へ添付して提出させること。
Ⅱ 免許申請（新規免許申請）	**Ⅱ 免許申請（新規免許申請）** ※栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年８月20日厚生労働省令第132号）によって改正される前の様式にて申請した場合
２　申請内容の確認 （１） 薬剤師免許申請書 ①～④（省略）	２　申請内容の確認 （１） 薬剤師免許申請書 ①～④（省略）

旧	新
⑤申請年月日、本籍、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、連絡先を記載しているか確認すること。 ⑥受付の際に、申請書の下の「受付都道府県番号」を記載すること。	⑤申請書に記載された氏名の漢字が第四水準を超え、かつ免許証券面に使用する第四水準以内の希望する漢字がある場合、記載された氏名の第四水準を超える漢字に赤丸を付け、氏名欄横の欄外空白に希望する第四水準以内の漢字を記載させること。 ⑥申請年月日、本籍、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、連絡先を記載しているか確認すること。 ⑦受付の際に、申請書の下の「受付都道府県番号」を記載すること。
（２） 省略	（２）省略
（３）戸籍謄（抄）本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書 ①薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍に変更がある者（本人が出願時に書き間違えた場合も含む）は戸籍謄（抄）本を添付させること。変更の無い者については戸籍謄（抄）本の他、本籍の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付でも可とする。このため、申請を受け付ける際は、合格証書の内容と一致しているかを確認して受付すること。	（３）戸籍謄（抄）本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書 ①薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍等に変更がある者（本人が出願時に書き間違えた場合も含む）は戸籍謄（抄）本を添付させること。変更の無い者については戸籍謄（抄）本の他、本籍の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付でも可とする。このため、申請を受け付ける際は、合格証書の内容と一致しているかを確認して受付すること。
Ⅴ 薬剤師名簿の消除申請 ２ 申請内容の確認 （１）申請書 ①死亡又は失踪の理由以外の申請 ・登録年月日、薬剤師名簿登録番号の記載を確認すること。 ・申請年月日、本籍、住所、氏名、性別、生年月日を確認すること。 ・死亡又は失踪以外の理由による登録の消除申請があった場合には、申請者に関して犯罪又は不正の事実がないか確認のため、消除申請の	**Ⅴ 薬剤師名簿の消除申請** ２ 申請内容の確認 （１）申請書 ①死亡又は失踪の理由以外の申請 ・登録年月日、薬剤師名簿登録番号の記載を確認すること。 ・申請年月日、本籍（国籍等）、住所、氏名、性別、生年月日を確認すること。 ・死亡又は失踪以外の理由による登録の消除申請があった場合には、

旧	新
理由を確認すること。併せて消除すると、再登録は非常に困難であることを申請者へ説明の上、都道府県の意見書（別添様式１６）を添付すること。（別添様式１６に記載の項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。） ※申請受理後に厚生労働省から内容を確認する場合がある。 ②死亡又は失踪の理由による申請 ・死亡又は失踪宣告を受けたことの別の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の氏名及び生年月日の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の本籍(国籍)及び住所の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日の記載を確認すること。 ・申請年月日、届出義務者の住所、氏名を確認すること。 ※オンライン申請の場合 申請方法（電子申請）を参照 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/shinseimei-06.pdf	申請者に関して犯罪又は不正の事実がないか確認のため、消除申請の理由を確認すること。併せて消除すると、再登録は非常に困難であることを申請者へ説明の上、都道府県の意見書（別添様式１６）を添付すること。（別添様式１６に記載の項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。） ※申請受理後に厚生労働省から内容を確認する場合がある。 ②死亡又は失踪の理由による申請 ・死亡又は失踪宣告を受けたことの別の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の氏名及び生年月日の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の本籍(国籍等)及び住所の記載を確認すること。 ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日の記載を確認すること。 ・申請年月日、届出義務者の住所、氏名を確認すること。 ※オンライン申請の場合 申請方法（電子申請）を参照 https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/shinseimei-06.pdf